

議案第 27 号

平成 27 年度西尾市一般会計補正予算（第 7 号）に対する修正案に
対する賛成討論

議席番号 28 番 鈴木 規 子

私は、本修正案に対し、賛成の立場で討論いたします。

最初にお断りしておきますが、私は、公共施設再配置には大賛成であります。将来負担を軽くするために避けては通れない計画と積極的に捉えています。また、P F I の手法自体を否定するものではありません。問題は、その進め方であります。

西尾市方式による P F I 事業について、市長は、議会及び市民がその可否、妥当性を判断できる材料を何ら示しておりません。

債務負担行為とは、ただ、その額について審査するのみではありません。特に、長期に及ぶ場合は、将来にわたって支出する事業そのものの内容と妥当性、積算が適切であるか、さらに、将来にわたる財政負担が次世代の市民生活を侵害する恐れがないか等々、債務負担行為の金額がどのように決められたかについて精査をしなければならない議決事件であります。

提案理由にある通り、この度の債務負担行為はその限度額の積算根拠が明らかにされていません。

また、事業内容にも未確定な部分が多く、精査ができていないことを順次、申し述べます。

債務負担行為額は、327 億 4392 万 1 千円と、千円単位まで示されているからには、当然ながら、それ相応の積算があらねばなりません。3 施設の新設と 13 施設の解体、同じく 13 施設の改修、6 施設の運営、そして 160 施設もの維持管理を全て合せて、直営で行った場合、どれほどの金額となるのか、3月9日、市はようやく総額を 363 億円余であることを示しましたが、事業毎はもちろん、詳細については、一切、明らかにしないままです。

業者の企画提案も、既に審査も済んだというのに、その概算すら公表されていません。もちろん、独立採算事業の提案はあっても、それによる効果が年間いくらになるかの説明はありません。代替案として示されたスケートボード場や吉良スポーツドームでは、どれほどの集客が見込めるのか、市場調査は行われたのか議会でも質問がありましたが、答えはありませんでした。

そして、期間を 30 年とする理由は、「L C C コストすなわち建設から運営、維持管理までを含めたトータルコストの効率が最大となるため」と説明し、賛成討論者も「30 年、いいじゃないか」と述べられました。しかし、市は、この点の具体的な根拠数字と他との比較を明らかにしていません。論拠が検証されていないのです。松井議員は賛成とおっしゃるけど、検証しないでいいんですか。

まさに、ないないづくしのまま、提出された債務負担行為であります。これでは、議員として、何を根拠に賛成したのかと市民から問われても説明ができません。答えようもないのです。

これは、市の積算も、事業者提案も、施設毎の積算は明かさずに、総金額のみを比較するだけで、事業を決定するという包括式のPFI事業にこそ問題があると考えます。総額の枠予算だけ取っておいて、その中で、どの事業をどのように扱うかは自由で、いかようにもやりくり可能などということは、市民の血税を遣う公共事業ではあり得ません。民間事業者なら、それが許されると言うのならば、それは、PFIに名を借りた官製談合であります。

企画総務委員会の答弁では、市は、事業契約後も、市民の声を伺うといいますが、「具体的な方法は業者と協議する」としか言っていません。協議した結果、どうなるかはわからないのです。また、「施設設計及び建設段階の変更部分は、検証し、市と業者が合意のうえで決定する仕組みを構築するつもり」としか言っていません。これは、変更できるのは設計と建設に関する部分という限定があるという意味であって、建設そのものの変更ができると保証されているわけではありません。答弁はよくよく吟味する必要があります。

先日、私も業者説明会を聞きました。内容の詳細は、市と協議中なので決まっていないと言い、金額についても言えないの一点張りでした。本来、市が行うべき事業説明を業者にやらせること自体、無責任極まりない話であります。しかし、よく分ったのは、詳しい内容も金額も、すべて仮契約後に決めるという事実であります。そして、市長は、仮契約後も可能な限り公開を検討するといっているだけで、全面公開するとは言っていない。はっきりしているのは、何もかも明らかにするのは、契約後でしかない。本来のPFIでは、あり得ないことです。

もっと言えば、およそ、市のどんな契約事件であれ、契約書を交わした後に、金額にせよ、施設建設にせよ、変更などでできた試しがありましたか。契約検査課に確認すべきです。PFIだから、そんなことが通るなどあり得ません。ましてや、事業を減らして、価格を下げるなど、契約の意味がないではありませんか。それなら、契約の前に、変更の必要がないようにするべきでしょう。

今は何も決まっていない。そうであるならば、私は、今ある懸案事項、すなわち、市営住宅の必要性も、スケートボード場もスポーツドームも、温水プールの必要性とその効果についても、しっかり協議し、事業内容を決定した後に、債務負担行為を議決するべきと考えます。現に、全国のPFI事例では、全て、そうやって実施しているのです。

加えて、包括方式ではなく、個別の施設毎のPFI事業に分けて、個々の事業の見える化を図ることです。西尾市はPFIの経験がありません。まず、1か所やってみて成功し

たなら、次に取りかかればよいではありませんか。議会からも再三、提案されているやり方です。

本債務負担行為は、市の主張する「現在のやり方」を、そのまま認めるということなのです。少しでも改善すべき点があると考えらるなら、ここで「待った」をかけなければなりません。

「西尾市方式」は、P F Iでも公共施設再配置でもなく、P F Iに、あるいは公共施設再配置に名を借りた「官製談合的ハコモノ行政」であることに、市民は気付いています。

さて、327 億円、現時点での消費税も含めれば 360 億円になろうという財政負担がどれほど市民生活を圧迫するかは、本市の財政状況は、先の討論でも述べましたので繰り返しません。予定通りに進んだとしても大きな債務です。これにトラブルが加わったなら、その補てんには、すべて市民の血税が投入されることを忘れてはなりません。

P F Iを進める内閣府では、事業を進めるにあたって最重要課題は「透明性の担保」であると繰り返し示しています。このまま、議会にも市民にも何も知らせずに、強行するのが「全国初の西尾市方式」というならば、これは、正しいP F Iとは言えない。止めるべきです。

以上、私の修正案に対する賛成討論とします。